

# 石川県犯罪被害者等支援推進計画

【令和4年度～令和8年度】



石 川 県



# 目 次

<b>I はじめに</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 計画期間 .....	1
4 計画の推進体制 .....	1
<b>II 犯罪被害者等の現状</b> .....	2
1 石川県における事件・事故等の状況 .....	2
2 犯罪被害者等の置かれている状況 .....	4
<b>III 基本的な考え方</b> .....	5
1 基本方針 .....	5
2 施策の柱 .....	6
3 施策の体系 .....	7
<b>IV 具体的施策</b> .....	8
第1 損害回復・経済的支援等への取組 .....	8
(1) 損害賠償の請求についての援助等 .....	8
(2) 給付金の支給に係る制度の充実等 .....	10
(3) 居住の安定 .....	11
(4) 雇用の安定 .....	12
第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 .....	13
(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 .....	13
(2) 安全の確保 .....	15
(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 .....	18
第3 刑事手続への関与拡充への取組 .....	20
第4 支援等のための体制整備への取組 .....	23
(1) 相談及び情報の提供等 .....	23
(2) 人材の養成等 .....	30
(3) 民間の団体に対する援助 .....	33
第5 県民の理解の増進への取組 .....	35

## 資料編

1	犯罪被害者等基本法	40
2	石川県犯罪被害者等支援条例	45
3	石川県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会設置要綱	48
4	石川県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会委員名簿	49
5	石川県犯罪被害者等支援推進計画策定の経過	49

犯罪被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪によって引き起こされる生命、身体、財産等への直接的被害に加え、周囲からの偏見や心ない言動による誹謗中傷などの二次被害を受けることも多く、再び落ち着いた日常生活を取り戻すことができるよう支援を行うことが大変重要です。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成16年12月、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定され、同法において、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた適切な施策を実施することが盛り込まれました。

本県においても、県や全ての市町で相談窓口を設置するとともに、県、市町、民間支援団体等で組織する「石川被害者等支援連絡協議会」を設置し、関係機関の連携のもと、被害者の立場に寄り添い、被害直後から途切れることのない支援策を講じてきたところです。

さらに、行政のみならず県民の皆様にも、犯罪被害者等支援の重要性について理解を深めていただき、社会全体で支えていくことが大変重要であることから、「石川県犯罪被害者等支援条例（以下「県条例」という。）」を制定し、令和3年4月に施行しました。

そして、この度、同条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度から令和8年度を計画年度とする「石川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

この計画では、4つの基本方針と5つの施策の柱を掲げ、被害者支援に必要不可欠な施策を網羅的に盛り込み、市町や民間支援団体等と連携しながら様々な支援を推進していくこととしています。

## 1 計画策定の趣旨

この計画は、犯罪被害者等を社会全体で支え、再び平穏な生活を営むことができる社会の実現に向け、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

## 2 計画の位置付け

この計画は、基本法及び県条例第9条（犯罪被害者等支援に関する計画）に基づき、基本方針や具体的な施策のほか、施策を推進するために必要な事項を定めるものです。

## 3 計画期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、国の施策の展開、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化などに合わせ、必要に応じて見直すこととします。

## 4 計画の推進体制

### (1) 推進体制

国、県、市町、民間支援団体等が連携し、犯罪被害者等支援のための施策を推進していきます。

### (2) 進行管理

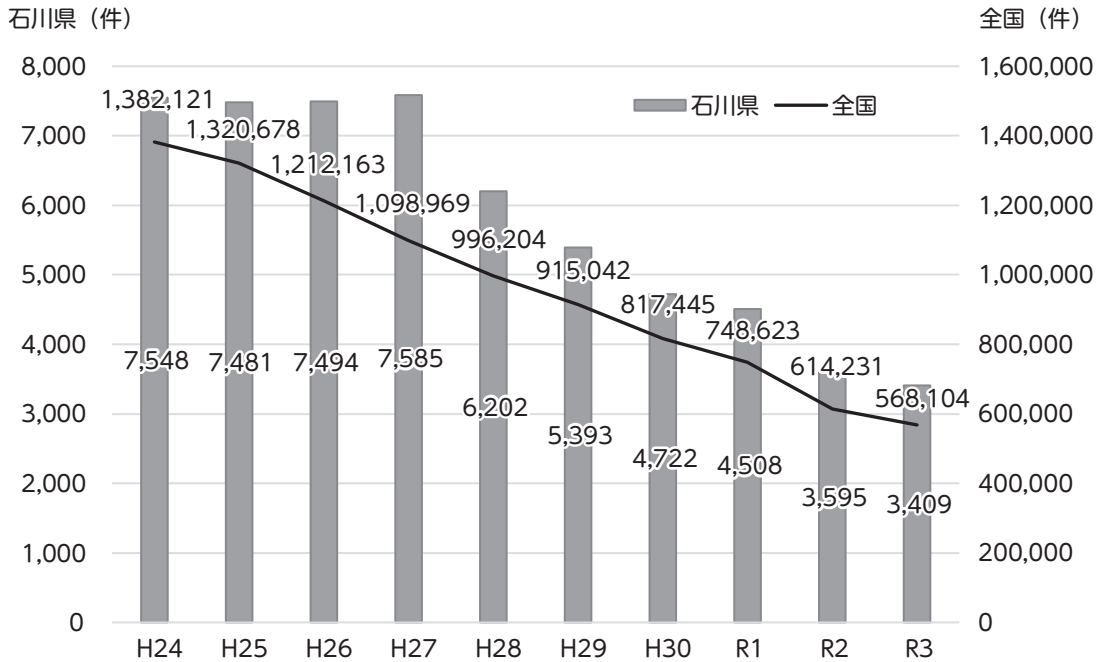
年度ごとに施策の実施状況を取りまとめ、「石川被害者等支援連絡協議会」に報告し、進捗状況を点検します。

## Ⅱ 犯罪被害者等の現状

### 1 石川県における事件・事故等の状況

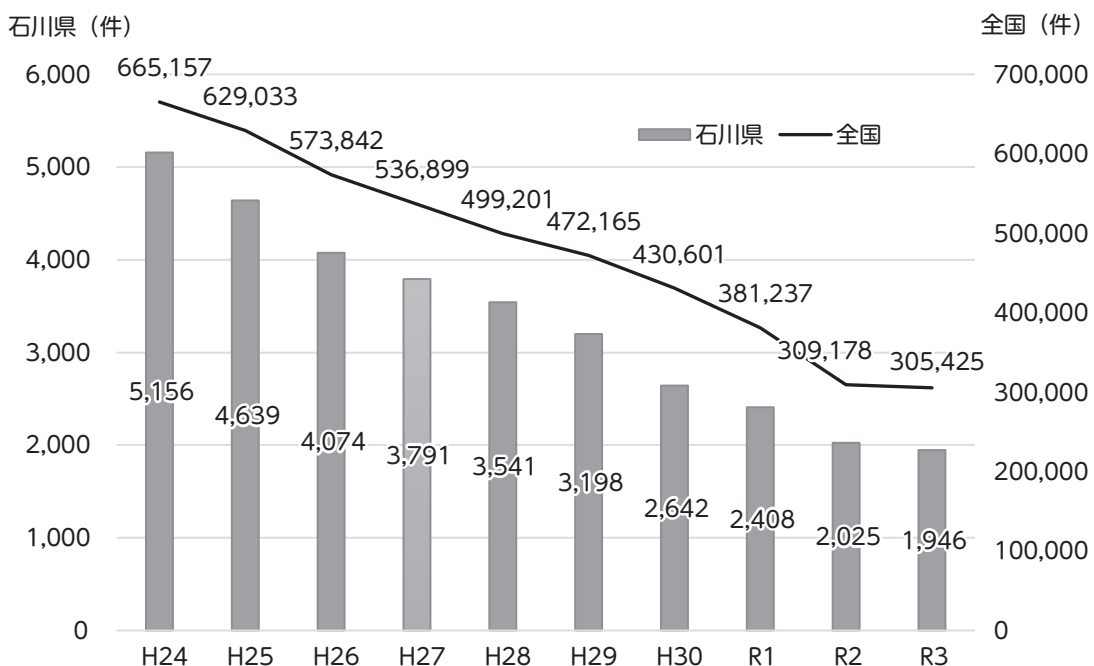
#### (1) 刑法犯認知件数

本県における令和3年の刑法犯認知件数は戦後最少となる3,409件であり、ピークであった平成15年と比較すると、約5分の1にまで減少しています。



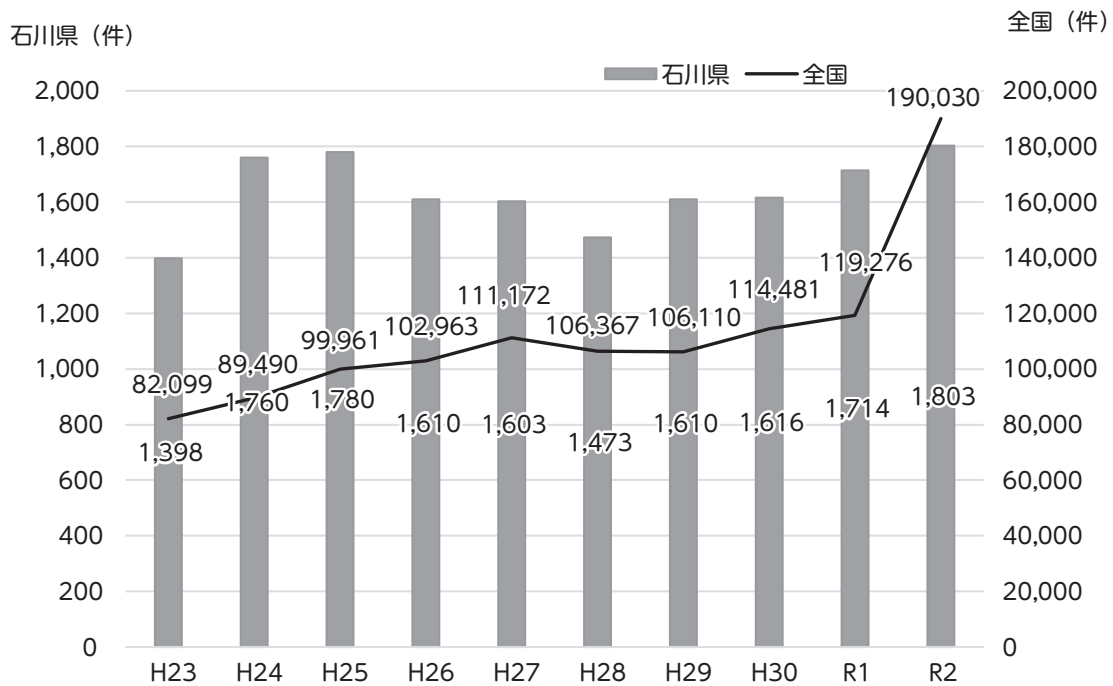
#### (2) 交通事故発生件数

本県における令和3年の交通事故発生件数は1,946件であり、平成18年以降16年連続で減少しています。



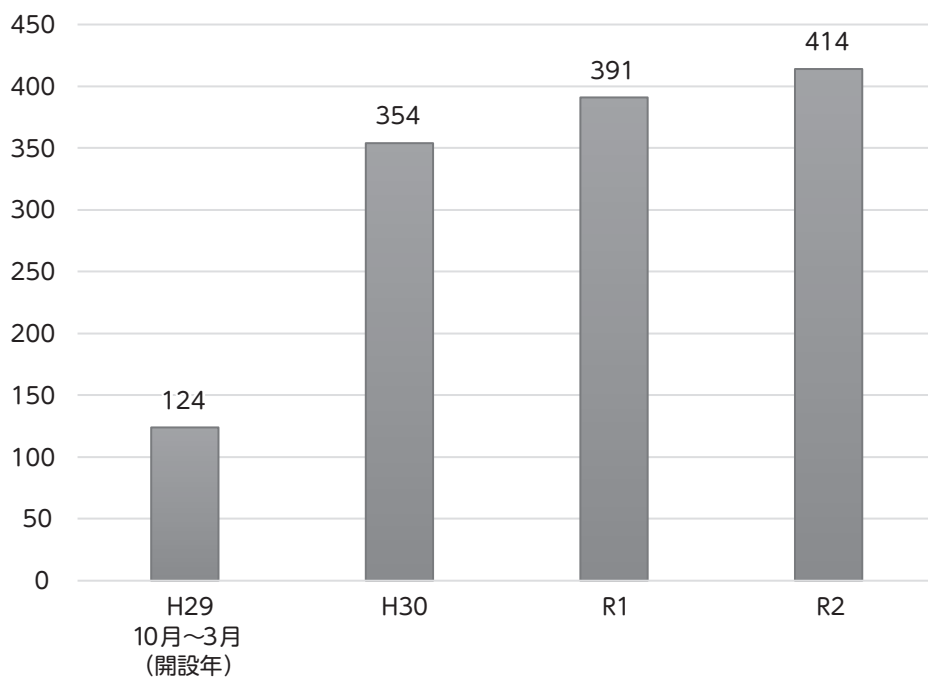
(3) 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数

本県における令和2年度の配偶者等からの暴力が関係する相談件数は1,803件であり、最近10年で最多となっています。



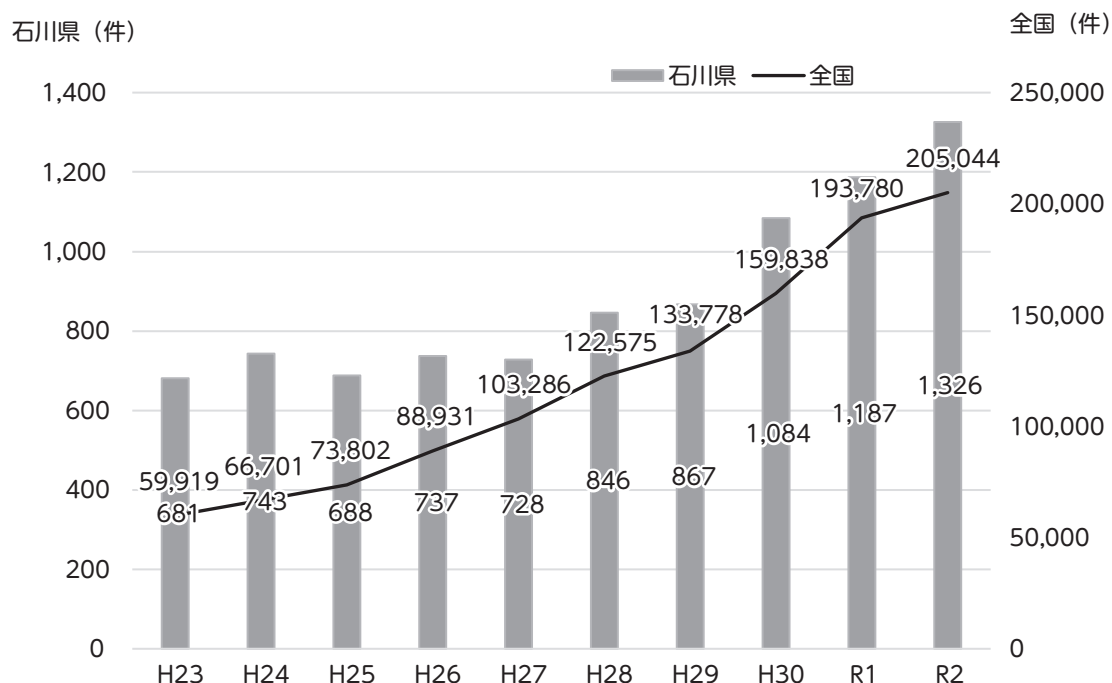
(4) いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」に対する相談件数

本県における令和2年度のいしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」に対する相談件数は414件であり、増加傾向が続いています。



## (5) 児童相談所における児童虐待相談対応件数

本県における令和2年度の児童虐待相談対応件数は1,326件であり、最近10年で最多となっています。



## 2 犯罪被害者等の置かれている状況

犯罪被害者等は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるなどの直接的な被害だけでなく、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷その他これに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失などの二次被害に苦しめられることも少なくありません。

また、性犯罪・性暴力や児童虐待等の被害者の中には、自ら声を上げることが困難な方もおり、被害が潜在化しやすいといわれていることから、被害の未然防止や早期発見、早期対応など被害の潜在化を防止する必要があります。

深刻な状況に置かれた犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、行政、県民、事業者、民間支援団体等が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、相互に連携・協力して、犯罪被害者等の各々の事情に応じた適切な支援を途切れることなく行っていくことが重要です。



### Ⅲ 基本的な考え方

#### 1 基本方針

犯罪被害者等を社会全体で支え、再び平穏な生活を営むことができる社会を実現するため、条例第3条の基本理念等に基づき、施策の策定、実施に関し、4つの基本方針を定めるものとします。

(1) 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

条例第3条第1項は、「全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定しています。誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあります。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものであります。

犯罪被害者等が、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを前提に施策を推進していきます。

(2) 犯罪被害者等の置かれている個々の事情に応じて適切に支援が行われること

条例第3条第2項は、「犯罪被害者等支援は、被害（二次被害を含む。次項において同じ。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。」と規定しています。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るために実施されるものであります。

犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に施策を推進していきます。

(3) 必要な支援が途切れることなく行われること

条例第3条第3項は、「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく受けられることができるよう行われなければならない。」と規定しています。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを見据えて実施されるべきであります。

犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切に支援を受けられることができる「途切れることのない支援」を実現できるよう施策を推進していきます。

(4) 国、県、市町、民間支援団体等が相互に連携・協力すること

条例第3条第4項は、「犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。」と規定しています。

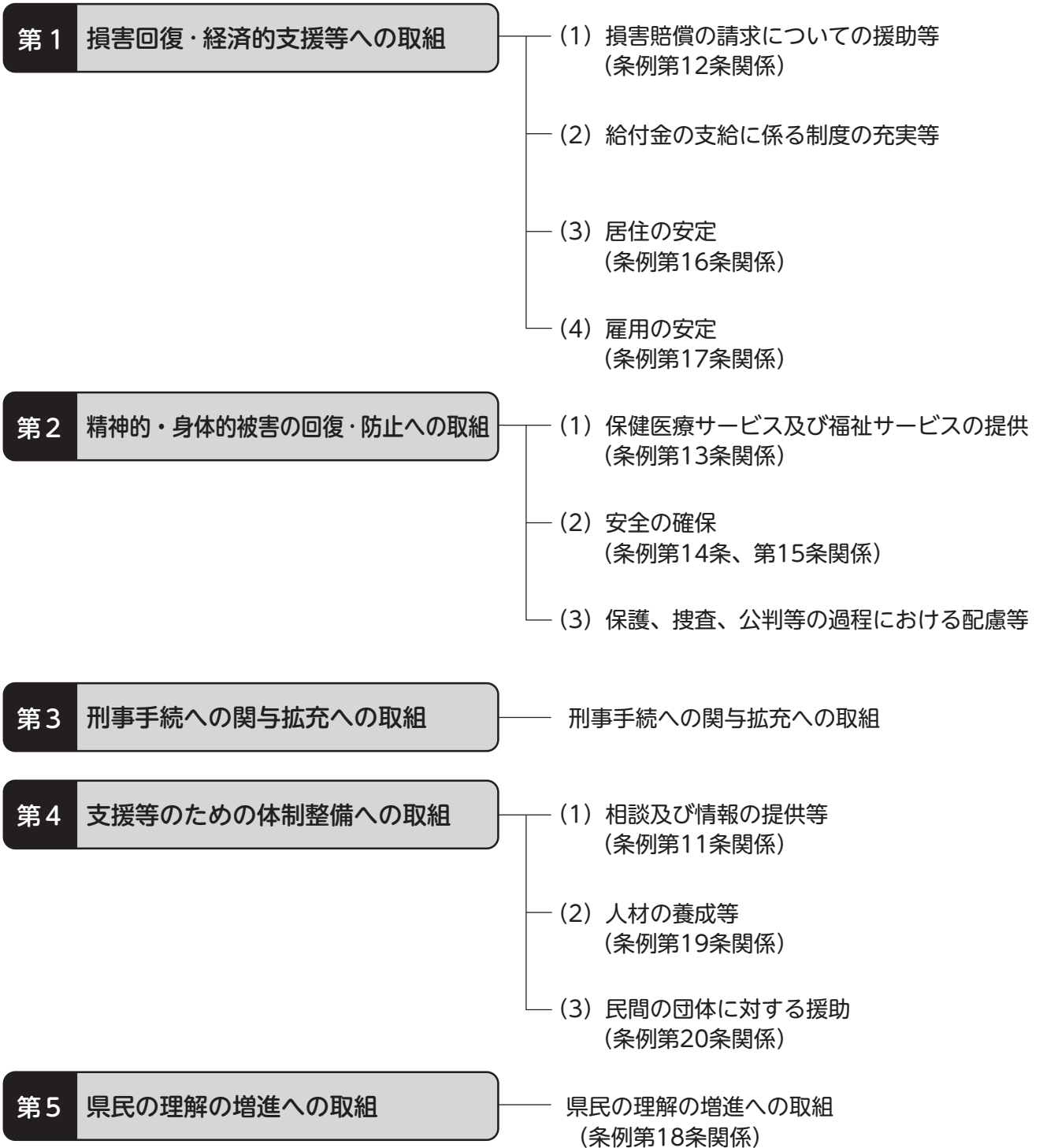
犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、個々の事情に応じた施策が途切れることなく行われる必要があり、そのためには、施策を担う国、県、市町、民間支援団体その他の関係する者が相互連携し、協力して行われなければなりません。

## 2 施策の柱

基本方針を踏まえ、犯罪被害者等が置かれている状況やこれまでの本県の被害者支援の取組及び国の第4次犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、大局的な課題として5つの施策の柱を掲げるものとします。

- (1) 損害回復・経済的支援等への取組
- (2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- (3) 刑事手続への関与拡充への取組
- (4) 支援等のための体制整備への取組
- (5) 県民の理解の増進への取組

### 3 施策の体系



## IV

# 具体的施策

### 第1 損害回復・経済的支援等への取組

#### 【課題と取組方針】

犯罪被害者等は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、高額な医療費の負担や収入が途絶えることにより、経済的に困窮することがあります。

また、自宅が事件現場となることや、加害者から逃れるため住居を移す必要が生じることもあるほか、精神的・肉体的被害や二次被害を受け、雇用関係の維持に困難を来すこともあります。

犯罪等により生じた損害については、第一義的責任を負うのは加害者であるにもかかわらず、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないとの指摘もあります。

このような犯罪被害者等が直面している経済的な困難を打開するため、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等を十分に活用することも含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行います。

#### 【具体的施策】

##### (1) 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条、条例第12条関係）

施策名	施策概要	担当課
①日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）の民事法律扶助制度に関する情報提供	法テラスの民事法律扶助制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課
②損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等の内容の充実を図ります。 また、当該冊子・パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等の来訪者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、各種会合の機会や各種広報媒体等を活用し、当該制度を周知します。	警察本部
③刑事和解等の制度等に関する情報提供	刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課

④一般財団法人 自賠責保険・ 共済紛争処理 機構の事業に 関する情報提 供	一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停事業等について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課
⑤医療保険の円 滑な利用の確 保	被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が行われる旨を国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知します。	医療対策課
⑥（公財）日弁 連交通事故相 談センターに よる無料法律 相談に関する 情報提供	（公財）日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課
⑦政府保障事業 に関する情報 提供	加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができる政府保障事業について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課
⑧暴力団犯罪に よる被害回復 の支援等の充 実	公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター、金沢弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図ります。	警察本部
⑨市町及び各種 関係機関・団 体の経済的助 成制度に関す る情報提供	市町及び関係機関・団体が行っている様々な経済的な助成制度等（犯罪被害救援基金制度、生活資金給付制度、市町の見舞金制度等）について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課
⑩民間支援団体 が行う直接支 援等の情報提 供等	民間支援団体等が行っている付添い支援等の直接的支援や相談支援等について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課

(2) 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）		
施策名	施策概要	担当課
①犯罪被害給付制度の適切な運用	<p>犯罪被害給付制度について、各種広報媒体を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底します。</p> <p>また、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を事案の内容に即して、迅速かつ適正に行い、犯罪被害者等給付金の早期支給に努めるとともに、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の適切な運用に努めます。</p>	警察本部
②医療費等の公費負担	<p>性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用、身体犯被害者の初診料及び診断書料、司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担制度の活用を積極的に推進するとともに、これらの制度を周知します。</p>	警察本部
③カウンセリング費用の公費負担	<p>カウンセリング費用の公費負担制度について適正な運用に努めるとともに、同制度の周知に努めます。</p>	警察本部
④市町における支援制度等の導入促進に対する協力	<p>市町における犯罪被害者等支援施策の担当部局と連携し、犯罪被害者等に対する生活資金等の貸付制度等の導入に向けた検討を行うために必要な協力を行います。</p>	警察本部
⑤犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	<p>預金口座等への振込みを利用して行われる特殊詐欺等の犯罪行為の被害者に対して被害回復分配金が適切に支払われるよう、金融機関に対し、預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うとともに、犯罪被害者等に対し、被害回復に資する各種制度を教示するなど情報提供を行います。</p>	警察本部
⑥海外における犯罪被害者等に対する経済的支援	<p>国外犯罪被害者弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適正な運用に努めます。</p>	警察本部
⑦公益財団法人犯罪被害救援基金との連携	<p>犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めます。</p>	警察本部

(3) 居住の安定（基本法第16条関係、条例第16条関係）		
施策名	施策概要	担当課
①犯罪被害者等の県営住宅への優先入居（優遇措置）	<p>犯罪被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅の入居における優遇措置を実施します。</p> <p>市町に対しては、犯罪被害者等の居住の安定に向けた県の取組を紹介し、市町における制度の浸透に努めます。</p>	建築住宅課
②犯罪被害者等の県営住宅の一時使用	<p>犯罪被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等が、住宅に困窮する場合に、県営住宅を一時的に使用できるよう配慮します。</p>	建築住宅課
③犯罪被害者等の県営住宅への優先入居等の制度に関する情報提供	<p>犯罪被害者等の県営住宅への優先入居等の制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。</p>	生活安全課
④児童相談所における一時保護	<p>児童相談所において、被虐待児童等の迅速な安全確保を図るとともに、一時保護を行います。</p>	少子化対策監室
⑤女性相談支援センターにおける安全な保護体制の充実	<p>女性相談支援センターにおいて、要保護女子<sup>(※)</sup>及びDV被害者（以下「DV被害者等」とする。）の一時保護を24時間体制で実施し、警察とも連携しながら状況に応じたDV被害者等の安全確保を行います。</p> <p>また、必要に応じて、就労及び生活に関する指導・援助を行う婦人保護施設への入所措置も行うなど、関係機関との連携のもと、女性の保護と自立を支援します。</p> <p>（※）要保護女子…売春経歴があり現に保護・援助を必要とする女子及び性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子。その他、家庭生活の破綻、生活困窮などの困難を抱え、保護・援助を必要とする者や、ストーカー被害者も含まれます。</p>	男女共同参画課
⑥被害直後における居住場所の確保	<p>自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要するホテルの宿泊料等の経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度を積極的に運用します。</p>	警察本部

⑦DV被害者等の自立支援の推進	<p>DV被害者等の自立支援として、県は住宅の確保に向けた支援を行うとともに、入居優遇措置の充実を図るよう、市町にも協力を要請します。また、女性相談支援センターの支援を受けながら自立に向けた準備ができるよう確保された中間施設の十分な活用を図ります。</p> <p>経済的自立に向けては、就業支援の情報提供や生活物資の給付等の支援を行います。</p>	男女共同参画課
-----------------	--	---------

(4) 雇用の安定（基本法第17条関係、条例第17条関係）		
施策名	施策概要	担当課
①DV被害者等への就業支援の情報提供等	<p>公共職業安定所の就職情報や職業訓練制度などの情報を提供し、適切な助言を行うなど支援の充実を図ります。</p> <p>被害者が就業活動等を行う場合において、同伴する子どもの保育を実施し、早期の自立を促します。</p>	男女共同参画課
②母子家庭等就業・自立支援センター事業の活用	<p>子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター事業の就業相談や、公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会の無料職業紹介事業等の積極的な活用を促していきます。</p>	少子化対策監室
③就職・転職に関する相談対応	<p>いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）において、国や関係機関と連携し、きめ細かな就労支援を行います。</p>	労働企画課
④労働相談窓口の設置	<p>石川県職業能力開発プラザにおいて、労働問題に関する相談に必要な助言を行うとともに、関係機関を紹介するなど、相談窓口の周知を図ります。</p>	労働企画課
⑤個別労働紛争解決制度の周知等	<p>労働関係に関する労働者と事業主との紛争を解決する個別労働紛争解決制度について周知するとともに、関係機関と連携して問題解決を図ります。</p>	労働委員会
⑥事業者に対する啓発	<p>事業者等に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について啓発を実施し、被害後の職場における二次被害の防止や休暇を取得しやすい職場環境づくり等を図ります。</p>	生活安全課



## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 【課題と取組方針】

多くの犯罪被害者等は、犯罪等により身体や財産に被害を受けるにとどまらず、精神的にも大きな被害を受けます。

さらに、再被害に対して恐怖・不安を抱いたり、捜査・公判の過程、医療、福祉等の場で配慮に欠ける対応を受けたことにより、いわゆる二次被害を受ける場合もあります。

このため、犯罪被害者等が受ける精神的・身体的被害を回復・軽減し、又は未然に防止するための取組を行います。

### 【具体的施策】

(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係、条例第13条関係）		
施策名	施策概要	担当課
①地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	地域の格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、関係部局・機関と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図ります。	地域医療推進室
②高次脳機能障害・支援センターにおける相談支援	高次脳機能障害のある方や家族の相談に応じ、医療・福祉・就労・教育等の関係機関と連携し支援を行います。	障害保健福祉課
③地域リハビリテーションの推進	けが等により障害を持った人が、医療機関からの退院後も地域で安心して生活できるよう、切れ目なくそれぞれの地域でリハビリテーションを提供できる体制をつくるため、地域の医療、保健、福祉、教育、就労機関等に対してのリハビリテーション技術の普及、リハビリテーション担当職員等の人材育成のための研修等を実施します。 また、医療・保健・福祉関係機関のネットワークづくりの支援や、社会のバリアフリー化に向けた相談、指導及び研修会を開催します。	厚生政策課 障害保健福祉課
④家庭養護の推進	「家庭養護」を推進するため、家庭養護の受け皿である里親の確保に向けた新規里親開拓への取組をはじめ、里親の養育力のさらなる向上のための研修の実施、委託里親への養育相談支援など、里親への支援体制の充実を図ります。	少子化対策監室
⑤児童相談所における夜間・休日の通告など緊急対応	夜間・休日の緊急を要する事案にも対応するため、24時間、365日の連絡体制を確保し、ケースに応じた効果的な相談援助活動を行います。	少子化対策監室

⑥児童相談所における医療機関との連携	児童相談所と協力病院との連携を進め、児童虐待に関する医学的な判断や治療が必要なケースへの適切かつ迅速な対応を行います。	少子化対策監室
⑦要保護児童対策地域協議会による連携強化	保育所や学校、医療機関、警察等の関係機関の連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会を活用した取組を推進します。	少子化対策監室
⑧学校へのスクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの派遣	犯罪被害者等を含む児童生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全ての公立小中学校に配置し、高等学校においても配置を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーの派遣等により各学校への支援を積極的に進めます。	教育委員会 学校指導課
⑨被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進	<p>被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員及び少年相談専門職員に対し、講習、研修等を実施することにより、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得させるよう努めるとともに、専門的能力を備えた職員の配置に努めます。</p> <p>また、被害少年に対し、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体への紹介を行うとともに、少年補導職員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を推進します。</p>	警察本部
⑩犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実	<p>公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるとともに、カウンセリング技能を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。</p> <p>また、公費負担制度によるカウンセリングの活用を含め犯罪被害者等がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるよう配慮します。</p>	警察本部

⑪相談等をしやすい体制と切れ目ない性暴力・DV被害者支援等の充実	<p>性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターである「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」において、被害者が被害直後から相談、医療的支援、法的支援、心理的支援などの心身のケアを安心して受けられるよう、関係機関と連携しながら切れ目なく必要な支援をコーディネートします。そして、被害者の心情に配慮しながら、警察への届出を促し、性犯罪の潜在化防止に努めます。</p> <p>また、DV被害者等に対しては、女性相談支援センターと関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで、それぞれの状況に応じた適切な支援を実施します。さらに、DV被害者等に対して継続した精神的・心理的ケアや助言の実施等、メンタルヘルスケアの充実を図ります。</p>	男女共同参画課
⑫医療機関に関する情報の提供	<p>犯罪被害者等が、医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援するため、病院等の医療機能情報について、インターネットを通じて県民に提供します。</p>	医療対策課
⑬スクールカウンセラーの資質の向上 【後掲】	<p>犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、外部専門家による研修や、連絡協議会を開催し事例研究を行うこと等を通じて、スクールカウンセラーの資質向上を図ります。</p>	教育委員会 学校指導課
⑭教員に対するカウンセリング研修【後掲】	<p>教員のカウンセリング力を高めるために、カウンセリングに関する専門研修を行い、学校の相談機能の向上を図るとともに、管理職を対象としたスクールカウンセラーの効果的な活用のための研修を行い、学校の相談体制の強化を図ります。</p>	教育委員会 学校指導課

(2) 安全の確保（基本法第15条関係、条例第14条関係）		
施策名	施策概要	担当課
①被害者等通知制度に関する情報提供	<p>刑事事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの釈放時期等について通知する被害者等通知制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。</p>	生活安全課
②子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	<p>13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、当該出所者の定期的な所在確認を実施します。</p> <p>また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努めます。</p>	警察本部

③再被害防止措置の推進	<p>同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携して、再被害の防止に資する情報を再被害防止対象者に適切に提供するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について防犯指導を行います。</p> <p>また、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止措置を推進します。さらに、再被害の防止への配慮が必要な場合には、関係機関・団体と連携し、逮捕状の請求等に当たって犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努めます。</p>	警察本部
④保護対策の推進	<p>暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。</p>	警察本部
⑤再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等	<p>配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者に対する再被害を防止するため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等との連携を強化します。</p> <p>また、学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制や学校警察連絡協議会等の組織の活用を図ります。</p>	警察本部
⑥学校と警察の連絡制度等の活用による加害少年に対する指導等	<p>学校と警察の連携による「いしかわS &amp; Pサポート制度」等を活用し、加害少年に対する指導等を通じ、再被害防止に努めます。</p>	<p>教育委員会 学校指導課</p> <p>警察本部</p>
⑦法廷における被害者情報の保護に関する情報提供	<p>性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができるなどの被害者情報の保護に関する制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。</p>	生活安全課

<p>⑧犯罪被害者に関する情報の保護</p>	<p>犯罪被害者の氏名等の発表に当たっては、発表を望まない犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。</p> <p>また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑨DV被害者が同伴する子どもへの支援</p>	<p>一時保護所に保護されるような、深刻なDV被害者が同伴する子どもの被害の早期発見・早期介入に向けた支援が適切に実施されるよう、女性相談支援センターと児童相談所とが連携し、被害者や子ども自身の意向を尊重しつつ、心のケアを含めた適切な支援を行います。</p>	<p>男女共同参画課 少子化対策監室</p>
<p>⑩学校における児童虐待の早期発見・早期対応</p>	<p>学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告します。</p>	<p>教育委員会 学校指導課</p>
<p>⑪市町や児童相談所における児童虐待の防止、早期発見・早期対応</p>	<p>市町において、児童虐待など様々な相談に的確に対応ができるよう、研修の充実等により、専門的な技術や知識の向上を図るほか、要保護児童対策地域協議会を活用した取組を支援します。</p> <p>児童相談所においては、児童福祉司や児童心理司等の専門的職員の適正配置に努めるとともに、職員の専門性のさらなる向上に取り組みます。</p>	<p>少子化対策監室</p>
<p>⑫地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進</p>	<p>捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等へのパトロールを含む訪問・連絡活動を効果的に推進します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑬行方不明者対策の強化</p>	<p>行方不明者届が出された者のうち、生命または身体に危害が生じているおそれのある者等について、その行方に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体に協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講じます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑭児童相談所における一時保護【再掲】</p>	<p>児童相談所において、被虐待児童等の迅速な安全確保を図るとともに、一時保護を行います。</p>	<p>少子化対策監室</p>

⑮女性相談支援センターにおける安全な保護体制の充実【再掲】	女性相談支援センターにおいて、要保護女子及びDV被害者の一時保護を24時間体制で実施し、警察とも連携しながら状況に応じたDV被害者等の安全確保を行います。	男女共同参画課
⑯児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等【後掲】	児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する警察職員の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、警察本部に設置された児童虐待対策官を、児童相談所等の関係機関との連携、児童虐待への専門的な対応に関する警察職員に対する指導等の業務に従事させるなど、児童虐待への対応力の強化を図ります。	警察本部
⑰再犯防止の推進	「石川県再犯防止推進計画」に基づき、関係機関と連携しながら、再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。	厚生政策課

(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）		
施策名	施策概要	担当課
①性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等	性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図ります。 また、石川県産婦人科医会、犯罪被害者等早期援助団体、いしかわ性暴力被害者支援センター等との連携強化に努め、その活動への県民の理解を増進し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。	警察本部
②被害児童からの事情聴取における配慮	被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に十分配慮した取組を進めます。	警察本部
③証人出廷等における配慮に関する情報提供	性犯罪の被害者が法廷で証言する際、事案により、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできるなどの配慮について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課

④犯罪被害者等のための施設等の改善	被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装にするなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図ります。	警察本部
⑤警察における研修の充実等【後掲】	<p>犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、犯罪被害者等早期援助団体との連携要領等に関する教養を行います。</p> <p>その際、犯罪被害者等による講演を組み込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うための教養の充実を図り、犯罪被害者等の二次的被害の防止に努めます。特に、犯罪被害者等支援を担当する職員に対し、公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行います。</p>	警察本部
⑥被害児童からの事情聴取に関する技能向上【後掲】	被害児童からの事情聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努めます。	警察本部
⑦性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するための研修の実施【後掲】	性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施します。	警察本部
⑧障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するための研修の実施【後掲】	障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施します。	警察本部
⑨民生児童委員の資質向上【後掲】	民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、研修等を実施し、資質の向上を図ります。	厚生政策課

### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

#### 【課題と取組方針】

事件の正当な解決は、犯罪被害者等の被害の回復に不可欠であり、また、解決に至る過程に犯罪被害者等が関与することは、その精神的被害の回復に資する面もあります。

「事件の当事者」である犯罪被害者等が、これらの手続に適切に関与することができるよう、その機会を拡充するための取組を行います。

#### 【具体的施策】

刑事手続への関与拡充への取組（基本法第18条関係）		
施策名	施策概要	担当課
① 告訴・告発、被害の届出等の適切な受理等	<p>告訴・告発について、必要に応じて直ちに聴取・検討を行った上で、迅速に受理するよう努めるとともに、犯罪被害者等からの被害の届出については、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するなど、犯罪被害者等の視点に立って適切に対応します。</p> <p>また、犯罪としての立件措置の可否とは別に、事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止について検討するとともに、捜査部門以外の部門や他の関係機関による対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど、必要な措置を講じます。</p>	警察本部
② 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	<p>医療機関等において、警察への被害の届出前の性犯罪被害者からの証拠資料の採取が適切に行われ、当該証拠資料が性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮した上で適切に保管されるよう、証拠資料の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、性犯罪被害者による警察への被害の届出前に証拠資料が滅失することのないよう努めます。</p> <p>また、石川県産婦人科医会等の医療機関と連携し、性犯罪被害者からの証拠資料の採取方法を打ち合わせ、相互に情報交換を行います。</p>	警察本部
③ 刑事裁判への被害者参加制度に関する情報提供	<p>公判期日に出席できるほか、一定の要件の下、質問や意見を述べたりすることのできる被害者参加制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。</p>	生活安全課



④公判記録、少年保護事件記録の閲覧・コピーの制度に関する情報提供	犯罪被害者等による公判記録、少年保護事件記録の閲覧・コピーの制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課
⑤少年審判傍聴制度に関する情報提供	少年審判傍聴制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課
⑥法テラスにおける支援に関する情報提供	法テラスが実施する一定の犯罪被害者等を対象に、刑事手続、行政手続に関する弁護士費用の援助を行う制度、及び資力等の一定要件に該当する被害者参加人を対象とした国選弁護制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。	生活安全課
⑦刑事手続等に関する情報提供の充実	<p>犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に係る機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努めます。</p> <p>また、外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて内容の充実及び見直しを図り、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努めるとともに、外国人を対象とする防犯教室、自治体の外国人向け広報誌等を通じ、警察の犯罪被害者等施策について周知します。</p>	警察本部
⑧司法解剖等に関する遺族への適切な説明等	<p>検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、遺族に対し、その目的、手続等に関する適切な説明を実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。</p> <p>また、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行います。</p>	警察本部
⑨犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分	証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。	警察本部

<p>⑩捜査に関する適切な情報提供等</p>	<p>捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。</p> <p>その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、犯罪被害者等に対する連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう、必要な措置を講じます。</p> <p>また、被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の状況や要望のうち、他の関係機関や犯罪被害者等早期援助団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、犯罪被害者等の支援の必要に応じ関係機関・団体との連携を図ります。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑪適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等</p>	<p>重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めます。</p> <p>また、被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者等の心情に十分配慮した取組を一層推進し、交通事故被害者等の負担軽減を図ります。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑫不起訴記録の弾力的開示等の制度等に関する情報提供</p>	<p>不起訴記録の弾力的開示等の制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。</p>	<p>生活安全課</p>

## 第4 支援等のための体制整備への取組

### 【課題と取組方針】

犯罪被害者等は、必要な時に必要な場所で情報の入手や相談ができることや、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用等の生活全般にわたる支援を必要としていることから、県、警察、市町、民間支援団体等が連携、協力し、個々のニーズに合わせた支援を安定的に行うことができる体制を構築するとともに、専門的知識・技能に裏付けられたきめ細かな支援を行っていきます。

### 【具体的施策】

(1) 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係、条例第11条関係）		
施策名	施策概要	担当課
①市町における条例の制定等に関する協力	市町における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、市町の担当部局に対し、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行います。	警察本部
②市町を巡回するパネル展示の実施	犯罪被害者等が置かれた状況や支援の重要性等について、各市町を巡回するパネル展示により啓発を行い、理解の増進と市町における被害者支援の気運の醸成を図ります。	生活安全課
③市町における担当部局との連携・協力の充実・強化	犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等をリーフレット等により説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当者を対象とする研修の実施に必要な協力を行うなど、市町における犯罪被害者等施策の担当部局及び総合的対応窓口の担当部局との連携・協力を充実・強化します。	警察本部
④「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を通じた取組事例の紹介	警察庁発行の「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」の関係機関へのデータ送付を通じて、総合的対応窓口等における好事例や犯罪被害者等支援の先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を図ります。	生活安全課

⑤犯罪被害者等支援に関する手引きの改定と活用促進	犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体において、必要な情報提供・支援等を受けることができるよう、犯罪被害者等支援に関する手引き「犯罪被害者支援ハンドブック」について随時改定し、活用に努めます。	生活安全課
⑥24時間子供SOS相談テレホンによる相談対応	いじめ問題等に悩む児童生徒やその保護者等がいつでも専門の相談員に相談できるよう、夜間・休日を含む24時間体制の「SOS相談テレホン」を設置し、教育相談体制の充実を図ります。	教育委員会 学校指導課
⑦DV・性暴力被害者に対する支援のための連携	<p>県、市町、関係機関等で構成される「DV対策支援等連絡協議会」を組織し、DV被害者支援について、情報共有及び相互連携を強化します。</p> <p>また、県、産婦人科医会、弁護士、警察等で構成される「パールサポートいしかわ（いしかわ性暴力被害者支援センター）連携推進会議」を組織し、性暴力被害者支援について、相互連携及び課題の共有などを行っています。</p>	男女共同参画課
⑧石川被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク等を通じた連携・協力	<p>石川被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を充実・強化し、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、実践的なシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図ります。</p> <p>また、石川被害者等支援連絡協議会等の活用により、犯罪被害者等支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、犯罪被害者等に対し、当該機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行うよう努めます。</p>	警察本部 生活安全課
⑨県警、金沢弁護士会、石川被害者サポートセンターの協定に基づく迅速かつ適切な支援	<p>県警、金沢弁護士会、石川被害者サポートセンターが締結した協定に基づき、三者による支援を行うことについて犯罪被害者等から同意が得られた場合には、今後どのような支援をしていくかを定める被害者支援連絡会議を開催し、迅速かつ適切に、犯罪被害者等の要望に応じた支援活動を行います。</p>	警察本部

<p>⑩相談体制の充実等</p>	<p>「警察安全相談」、「性被害 110 番」、「ヤングテレホン（少年相談電話）」等の個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じ、石川被害者等支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供や当該関係機関・団体への引継ぎを行うなど、犯罪被害者等が相談しやすい対応及びその負担軽減を図ります。</p> <p>さらに、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、これら事件の早期の認知・検挙に努め、犯罪被害者等を早期に保護します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑪性犯罪被害相談の適切な対応</p>	<p>性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進します。</p> <p>また、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化するため、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体、いしかわ性暴力被害者支援センターをはじめとする犯罪被害者等支援に関する機関・団体との連携強化に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑫被害少年等が相談しやすい環境の整備</p>	<p>被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を図るとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置や少年相談室の整備、ヤングテレホン（少年相談専用電話）、県警ウェブサイトにおける電子メールによる相談等の運用を推進し、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図ります。</p>	<p>警察本部</p>

<p>⑬被害者支援員制度の活用等</p>	<p>あらかじめ指定された警察職員（被害者支援員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、石川被害者等支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、金沢弁護士会、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を行うなどする被害者支援員制度の積極的な活用を図ります。</p> <p>また、被害者支援員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等の充実に努めます。</p> <p>特に、死傷者が多数に及ぶ事案等にも迅速・確実に対応できるよう、必要に応じて被害者支援員の迅速な集中運用を行うためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当部門と捜査担当部門との連携強化を図ります。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑭交通事故相談への対応</p>	<p>交通事故相談所において、交通専門員が電話、面接により相談を受け、示談や損害賠償請求等に関する情報提供を行います。</p>	<p>生活安全課</p>
<p>⑮ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応</p>	<p>ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への対応に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性の程度に応じ、検挙措置等による加害者の隔離を第一に検討するなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進します。</p> <p>また、関係機関と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに被害者等の支援を図るための措置といった各種対策を推進します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑯インターネット上の誹謗中傷等を行わないための広報啓発等</p>	<p>インターネット上の誹謗中傷を含む人権侵害の防止について、広報啓発を行うとともに、相談機関について周知します。</p>	<p>総務課</p>
<p>⑰人権問題に関する相談窓口の周知</p>	<p>パンフレット等を活用し、みんなの人権110番、女性の人権ホットラインなどの相談窓口を周知します。</p>	<p>総務課</p>
<p>⑱高齢者虐待の防止に向けた市町に対する支援強化</p>	<p>市町や地域包括支援センターの要請に応じて、弁護士等で構成される高齢者虐待対応専門職チームを派遣し、解決が困難な事例への対応を支援します。</p>	<p>長寿社会課</p>

<p>①⑨高齢者虐待防止等に関する普及啓発</p>	<p>県民一人ひとりが、高齢者の尊厳について理解を深めることが虐待防止につながることから、引き続き、県民に対する高齢者虐待防止等に関する知識の普及啓発を図ります。</p> <p>また、養護者から虐待を受けた高齢者の中には認知症である方が多いことから、成年後見制度の利用や社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用支援事業の普及啓発を図ります。</p>	<p>長寿社会課</p>
<p>①⑩養介護施設従事者等による高齢者虐待防止への取組強化</p>	<p>虐待の根絶に向け、高齢者虐待に関する研修に虐待発生の大きな要因であるストレス管理に関する講義を取り入れるほか、管理者に対する研修時間を増やすなど、取組内容の充実を図ります。</p> <p>また、施設における虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催や指針の整備等が行われるよう指導の徹底を図ります。</p>	<p>長寿社会課</p>
<p>①⑪学校内における対応の充実</p>	<p>いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の生徒指導上の課題に対して、臨床心理士や専門性を有する退職教員等をスクールカウンセラー、元警察官などを生徒指導サポーター、社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして派遣し、学校における問題行動等の未然防止、早期発見や適切な早期対応に努めます。</p>	<p>教育委員会 学校指導課</p>
<p>①⑫不登校児童生徒への支援</p>	<p>犯罪等被害者等である児童生徒が不登校になった場合を含む不登校児童生徒への支援を促進させるため、教育支援センター（やすらぎ教室）の活動を充実させるとともに、臨床心理士会や医療機関等との緊密な連携や、フリースクールとの意見交換などを通して、児童生徒・保護者に対する相談及び通室生の社会的自立への支援を進めます。</p> <p>また、不登校児童生徒の学習支援をさらに推進するため、ICTを活用した指導や相談について、国の動向を注視しつつ、研究していきます。</p> <p>その他、不登校又は不登校傾向にある児童生徒に、石川の豊かな自然を生かした自然体験活動や集団宿泊体験活動等の事業を提供し、自信や達成感、他者への信頼感などを実感させ、社会への適応力を高め、社会的自立を支援します。</p>	<p>教育委員会 学校指導課 生涯学習課</p>
<p>①⑬石川県こころの健康センター等における相談支援</p>	<p>犯罪被害者及び家族に対し、県こころの健康センターや県保健福祉センター等において、こころの健康等の相談支援を行います。</p>	<p>障害保健福祉課</p>

<p>②④性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上</p>	<p>「性被害 110 番」等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努めます。</p> <p>また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体、いしかわ性暴力被害者支援センターをはじめとする犯罪被害者等支援に関する機関・団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同機関・団体による支援を受けやすくなるよう努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>②⑤犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実</p>	<p>犯罪被害者等支援に関するウェブサイトについて、関係法令、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文等による情報提供を行うなど、その充実を図ります。</p>	<p>警察本部</p>
<p>②⑥海外における犯罪被害者等に対する情報提供等</p>	<p>関係機関・団体と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>②⑦消費生活に関する相談対応</p>	<p>石川県消費生活支援センターにおいて、悪質商法や契約トラブルなどの消費問題について、相談に応じ、助言や情報提供などを行います。</p>	<p>生活安全課</p>
<p>②⑧障害者権利擁護サポートデスクにおける相談対応</p>	<p>県障害保健福祉課内の専門相談窓口にて専任職員を配置し、虐待通報の受付、差別や権利擁護に関する相談支援を行います。</p>	<p>障害保健福祉課</p>
<p>②⑨犯罪被害者等支援に携わる職員等を対象とした研修会の実施【後掲】</p>	<p>市町担当職員など犯罪被害者等支援に携わる職員等を対象としたスキルアップ研修を実施し、対応の向上、二次被害防止等を図ります。</p>	<p>生活安全課</p>



<p>③⑩相談等をしやすい体制と切れ目ない性暴力・DV被害者支援等の充実【再掲】</p>	<p>性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターである「いしかわ性暴力被害者支援センター（パールサポートいしかわ）」において、被害者が被害直後から相談、医療的支援、法的支援、心理的支援などの心身のケアを安心して受けられるよう、関係機関と連携しながら切れ目なく必要な支援をコーディネートします。そして、被害者の心情に配慮しながら、警察への届出を促し、性犯罪の潜在化防止に努めます。</p> <p>また、DV被害者等に対しては、女性相談支援センターと関係機関との連携を密にし、相談から保護、自立まで、それぞれの状況に応じた適切な支援を実施します。さらに、DV被害者等に対して継続した精神的・心理的ケアや助言の実施等、メンタルヘルスケアの充実を図ります。</p>	<p>男女共同参画課</p>
<p>③⑪DV・性暴力被害者支援に携わる相談員や関係機関への研修の充実【後掲】</p>	<p>DVについては、相談員等の資質向上を目的とした研修を充実させます。</p> <p>また、基礎的な知識を学ぶ初任者研修や、外部オブザーバーを招いての事例検討（ケースカンファレンス）を実施します。</p> <p>性暴力については、相談員・医療機関・関係機関等が各々必要な知識を習得するための研修を実施し、資質の向上を図ります。</p>	<p>男女共同参画課</p>
<p>③⑫法テラスにおける支援に関する情報提供【再掲】</p>	<p>法テラスが実施する一定の犯罪被害者等を対象に、刑事手続、行政手続に関する弁護士費用の援助を行う制度、及び資力等の一定要件に該当する被害者参加人を対象とした国選弁護制度について、各種広報媒体等を通じて情報提供します。</p>	<p>生活安全課</p>
<p>③⑬コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援【後掲】</p>	<p>犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行います。</p> <p>また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談対応や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援します。</p>	<p>警察本部</p>

<p>③④損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実【再掲】</p>	<p>損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等の内容の充実を図ります。</p> <p>また、当該冊子・パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等の来訪者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、各種会合の機会や各種広報媒体等を活用し、当該制度を周知します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>③⑤刑事手続等に関する情報提供の充実【再掲】</p>	<p>犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に係る機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>③⑥医療機関に関する情報の提供【再掲】</p>	<p>犯罪被害者等が、医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援するため、病院等の医療機能情報について、インターネットを通じて県民に提供します。</p>	<p>医療対策課</p>

(2) 人材の養成等（基本法第21条関係、条例第19条関係）		
施策名	施策概要	担当課
<p>①犯罪被害者等支援に携わる職員等を対象とした研修会の実施</p>	<p>市町担当職員など犯罪被害者等支援に携わる職員等を対象としたスキルアップ研修を実施し、対応の向上、二次被害防止等を図ります。</p>	<p>生活安全課</p>
<p>②警察における研修の充実等</p>	<p>犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、犯罪被害者等早期援助団体との連携要領等に関する教養を行います。</p> <p>その際、犯罪被害者等による講演を組み込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うための教養の充実を図り、犯罪被害者等の二次的被害の防止に努めます。</p> <p>特に、犯罪被害者等支援を担当する職員に対し、公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行います。</p>	<p>警察本部</p>

③被害児童からの事情聴取に関する技能向上	被害児童からの事情聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努めます。	警察本部
④性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するための研修の実施	性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施します。	警察本部
⑤障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するための研修の実施	障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施します。	警察本部
⑥児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等	児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する警察職員の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、警察本部に設置された児童虐待対策官を、児童相談所等の関係機関との連携、児童虐待への専門的な対応に関する警察職員に対する指導等の業務に従事させるなど、児童虐待への対応力の強化を図ります。	警察本部
⑦スクールカウンセラーの資質の向上	犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるように、外部専門家による研修や、連絡協議会を開催し事例研究を行うこと等を通じて、スクールカウンセラーの資質向上を図ります。	教育委員会 学校指導課
⑧教員に対するカウンセリング研修	教員のカウンセリング力を高めるために、カウンセリングに関する専門研修を行い、学校の相談機能の向上を図るとともに、管理職を対象としたスクールカウンセラーの効果的な活用のための研修を行い、学校の相談体制の強化を図ります。	教育委員会 学校指導課
⑨女性相談支援センターの相談体制の充実	DV被害者からの相談に適切に対応するため、女性相談支援センターでは十分なケース検討等を実施するとともに、相談員等には専門的知識や経験が必要とされることから、専門性を発揮し、一層、適切な対応ができるような体制を確保するほか、研修の充実等により、相談員等の育成と資質向上に取り組みます。	男女共同参画課

<p>⑩DV・性暴力被害者支援に携わる相談員や関係機関への研修の充実</p>	<p>DVについては、相談員等の資質向上を目的とした研修を充実させます。また、基礎的な知識を学ぶ初任者研修や、外部オブザーバーを招いての事例検討（ケースカンファレンス）を実施します。</p> <p>性暴力については、相談員・医療機関・関係機関等が各々必要な知識を習得するための研修を実施し、資質の向上を図ります。</p>	<p>男女共同参画課</p>
<p>⑪市町や児童相談所における児童虐待の防止、早期発見・早期対応 【再掲】</p>	<p>市町において、児童虐待など様々な相談に的確に対応できるように、研修の充実等により、専門的な技術や知識の向上を図るほか、要保護児童対策地域協議会を活用した取組を支援します。</p> <p>児童相談所においては、児童福祉司や児童心理司等の専門的職員の適正配置に努めるとともに、職員の専門性のさらなる向上に取り組みます。</p>	<p>少子化対策監室</p>
<p>⑫児童相談所職員に対する研修</p>	<p>被虐待児童の相談、支援等に携わる児童相談所の職員に対する研修を実施し、専門性のさらなる向上に取り組みます。</p>	<p>少子化対策監室</p>
<p>⑬コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援</p>	<p>犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行います。</p> <p>また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談対応や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑭犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮</p>	<p>犯罪被害者等支援に携わる警察職員は、犯罪被害者等と間近に接し、時にはその感情の表出に直面することにより、極めて強いストレスを受ける場合があることから、これらの警察職員に対し、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせるなど、必要な措置を講じます。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑮PTSD対策に係る専門職の資質の向上等</p>	<p>犯罪被害者等に対し適切な治療・支援が行われるよう、PTSD対応研修等により医療従事者等、専門職の資質の向上に努めます。</p>	<p>障害保健福祉課</p>

⑯民生児童委員の資質向上	民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、研修等を実施し、資質の向上を図ります。	厚生政策課
⑰市町職員及び障害福祉サービス事業所の従事者等に対する研修	市町職員及び障害福祉サービス事業所の従事者等に障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待の未然防止、障害者の権利擁護の向上を図ります。	障害保健福祉課
⑱学校内における対応の充実【再掲】	いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の生徒指導上の課題に対して、臨床心理士や専門性を有する退職教員等をスクールカウンセラー、元警察官などを生徒指導サポーター、社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして派遣し、学校における問題行動等の未然防止、早期発見や適切な早期対応に努めます	教育委員会 学校指導課
⑲24時間子供SOS相談テレホンによる相談対応【再掲】	いじめ問題等に悩む児童生徒やその保護者等がいつでも専門の相談員に相談できるよう、夜間・休日を含む24時間体制の「SOS相談テレホン」を設置し、教育相談体制の充実を図ります。	教育委員会 学校指導課
⑳養介護施設従事者等による高齢者虐待防止への取組強化【再掲】	虐待の根絶に向け、高齢者虐待に関する研修に虐待発生の大きな要因であるストレス管理に関する講義を取り入れるほか、管理者に対する研修時間を増やすなど、取組内容の充実を図ります。 また、施設における虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催や指針の整備等が行われるよう指導の徹底を図ります。	長寿社会課

### (3) 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係、条例第20条関係）

施策名	施策概要	担当課
①犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等への支援の充実	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、財政的・人的基盤の確立に向けて協力します。 また、犯罪被害者等の援助に携わる者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援を行います。 さらに、各種広報媒体等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知します。	警察本部 生活安全課

<p>②犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等</p>	<p>犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その趣旨に賛同できるものにあっては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援するなど、開催に協力するよう努めます。</p> <p>また、当該シンポジウム等の開催について、市町をはじめとする公的機関に対し、SNS等の各種広報媒体を活用して周知するなど、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を支援します。</p>	<p>警察本部</p>
<p>③関係機関や犯罪被害者等早期援助団体と連携した広報啓発</p>	<p>関係機関や犯罪被害者等早期援助団体と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知するとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。</p>	<p>警察本部 生活安全課</p>
<p>④犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等</p>	<p>犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。</p> <p>また、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次的被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報提供を行い、同団体の運営及び活動に協力します。</p> <p>さらに、犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体と連携し、犯罪被害者等の要望に応じて自助グループの紹介を行います。</p>	<p>警察本部</p>

## 第5 県民の理解の増進への取組

### 【課題と取組方針】

犯罪被害者等のための施策の効果は、県民の理解・協力がなければ十分に発揮されません。

犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができることから、犯罪被害者等のための施策の実施と県民の理解・協力は車の両輪といえます。

このため、様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性等について県民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への県民の協力を確保するための取組を行います。

### 【具体的施策】

県民の理解の増進への取組（基本法第20条、条例第18条関係）		
施策名	施策概要	担当課
①生命の尊重に関する教育の推進	生命の尊重に関する指導は教育活動全体を通じて行っており、その中心となる道徳教育については、発達段階に応じた効果的かつ多様な指導方法の工夫・改善を推進します。	教育委員会 学校指導課
②学校教育における人権教育の推進	児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の特質を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進します。 また、生徒を対象とした人権教育講話や、人権教育副読本、人権教育資料などの教材を活用し、人権教育の充実に努めます。 さらに、人権教育推進校における実践事例や研究成果を全校に周知することにより人権教育の改善、充実に努めます。	教育委員会 学校指導課
③社会教育における人権教育の推進	市町の人権教育担当者や社会教育関係団体の指導者や公民館職員に対する研修を実施し、市町や社会教育関係団体の人権意識の高揚を図ります。 また、人権啓発資料を作成し、市町や社会教育関係団体に配布するなど、人権意識の啓発に努めます。	教育委員会 生涯学習課
④学校における犯罪抑止教育の充実	児童生徒の規範意識の醸成や薬物乱用防止に向け、「ピュアキッズスクール」、「薬物乱用防止教室」等の非行防止教室を実施し、犯罪抑止教育の充実に努めます。	教育委員会 学校指導課 保健体育課 警察本部

⑤子どもへの暴力防止のための取組	学校での道徳やホームルームの時間を利用した「いじめ」に関する授業に加えて、子どもに関するトラブル解決等のノウハウを持ち、専門的知識に長けた弁護士による出前授業を行うことで、児童生徒がいじめや暴力行為等について考える機会を増やし、未然防止に努めるとともに、暴力を含め危機的な状況等に遭遇した場合には、身近にいる信頼できる大人に相談等を求められるように支援します。	教育委員会 学校指導課
⑥「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」や、命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る「[大切な命を守る]全国中学・高校生作文コンクール」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。	警察本部
⑦「犯罪被害を考える週間」における広報啓発	石川県犯罪被害者等支援条例に定める「犯罪被害を考える週間（11月25日～12月1日）」において、県民フォーラムや、被害者等の置かれた状況等を伝えるパネル展を開催するほか、県下全域で街頭キャンペーンを実施するなど、関係機関、団体とも連携し集中的な広報を実施します。	生活安全課 警察本部
⑧犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発	犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施します。	警察本部
⑨被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進	様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童（その兄弟姉妹を含む。）及び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知します。	警察本部
⑩若年層に対するDV・性暴力根絶のための啓発の強化	高校生、大学生を対象とした「若年層向けDV予防啓発セミナー」を実施します。また、性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないために、大学生等を対象とした「学生向け性暴力対策啓発キャンペーン」を、入学・進学時期である4月を中心に実施するほか、小中高校生の各年代に応じた啓発リーフレットの配布や学校等への出前講座を行います。	男女共同参画課



⑪「いしかわパープルリボンキャンペーン」における広報啓発	毎年11月を「いしかわパープルリボンキャンペーン」の期間とし、DVや性暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを広く県民に周知し、女性等に対する暴力を許さないという意識を社会全体で醸成するため、県、市町、各種団体が協力し、一斉に啓発活動を実施します。	男女共同参画課
⑫交通安全運動期間における広報啓発	各季における交通安全運動期間において、各種広報・啓発事業を実施し、県民の交通安全意識の醸成に努めます。	生活安全課 警察本部
⑬犯罪被害者等の人権を含む人権問題に関する啓発	犯罪被害者等の人権を含む人権問題について、人権啓発講座等を活用し、県民向けの啓発冊子を配布することなどにより、周知・啓発を図ります。	総務課
⑭児童虐待防止に関する広報啓発	「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン」等の啓発活動を通じて、県民の児童虐待防止に対する意識の高揚を図るとともに、児童虐待が疑われる場合の積極的な通報を呼びかけます。	少子化対策監室
⑮各種広報媒体を活用した広報啓発	広報啓発用のパンフレットの作成、ウェブサイト、SNS等の各種広報媒体の活用を図り、犯罪被害者等施策について周知します。 また、シンボルマーク等を活用するなど、広報手法の多様化に努めます。	警察本部 生活安全課
⑯犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施	地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声掛け、ひったくり等の発生状況等を発信します。	警察本部
⑰交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進	交通安全の集い等で交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習の中で交通事故被害者等の切実な声が反映された手記等の活用や事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータの公表等により、交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。	警察本部

⑱二次被害の防止に係る広報啓発	犯罪被害を考える週間におけるフォーラムやキャンペーン、リーフレットの配付等を通じ、二次被害の防止に係る広報・啓発を充実させます。	生活安全課
⑲高齢者虐待防止等に関する普及啓発【再掲】	<p>県民一人ひとりが、高齢者の尊厳について理解を深めることが虐待防止につながることから、引き続き、県民に対する高齢者虐待防止等に関する知識の普及啓発を図ります。</p> <p>また、養護者から虐待を受けた高齢者の中には認知症である方が多いことから、成年後見制度の利用や社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用支援事業の普及啓発を図ります。</p>	長寿社会課
⑳関係機関や犯罪被害者等早期援助団体と連携した広報啓発【再掲】	関係機関や犯罪被害者等早期援助団体と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知するとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。	警察本部 生活安全課
㉑インターネット上の誹謗中傷等を行わないための広報啓発等【再掲】	インターネット上の誹謗中傷を含む人権侵害の防止について、広報啓発を行うとともに、相談機関について周知します。	総務課
㉒犯罪被害者に関する情報の保護【再掲】	<p>犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。</p> <p>また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。</p>	警察本部

## 資料編

- 1 犯罪被害者等基本法
- 2 石川県犯罪被害者等支援条例
- 3 石川県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会設置要綱
- 4 石川県犯罪被害者等支援推進計画委員名簿
- 5 石川県犯罪被害者等支援推進計画策定の経緯

# 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十条）

### 第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

### 附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
  - 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



# 石川県犯罪被害者等支援条例（令和三年三月二十五日条例第十三号）

## 目次

- 第一章 総則（第一条－第七条）
- 第二章 支援体制の整備（第八条－第十条）
- 第三章 基本的施策（第十一条－第二十条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>その他これに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する団体をいう。以下同じ。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

#### （基本理念）

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害（二次被害を含む。次項において同じ。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

#### （県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び民間支援

団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 支援体制の整備

(連携協力)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町、民間支援団体その他の関係する者と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第九条 知事は、犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第三章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするた

め、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十二条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十三条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十四条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第十五条 県、事業者、市町、民間支援団体その他の関係する者は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（石川県県営住宅条例（昭和三十四年石川県条例第四十五号）第二条第一号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第十八条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により、県民の間に広く犯罪被害者等支援に関する関心と理解を深めるため、犯罪被害を考える週間を設ける。

3 前項の犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

(人材の養成)

第十九条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

# 石川県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 石川県における犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支援するための計画案や支援策などについて、支援団体および学識経験者等との意見交換を通じて検討を進めることを目的に、石川県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 検討委員会は、別表に掲げる委員で構成するものとする。

## (会議)

第3条 検討委員会は、県が招集する。

2 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (事務局)

第4条 検討委員会の事務局は、石川県生活環境部生活安全課および石川県警察本部警務部県民支援相談課とする。

## 附則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

## 石川県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属 等
石倉伊砂子	公益社団法人石川被害者サポートセンター 事務局長
浮田 美穂	金沢弁護士会 犯罪被害者支援委員会 副委員長
兼政 隆志	石川県 生活環境部 生活安全課長
加美 弘行	石川県 県民文化スポーツ部 男女共同参画課長
河原佐智子	石川県臨床心理士会 被害者支援委員会 委員長
久保 拓也	金沢大学 人間社会研究域 准教授
武山 雅志	石川県立看護大学 名誉教授 特任教授
松原 三郎	石川県精神保健福祉協会 会長
宮下 実之	石川県警察本部 警務部 県民支援相談課長

(五十音順、敬称略)

## 石川県犯罪被害者等支援推進計画 策定の経過

日 程	内 容	備 考
令和3年5月31日	庁内連絡会議	
令和3年9月3日	石川被害者等支援連絡協議会	検討委員会の設置
令和3年10月11日	第1回検討委員会	骨子案の検討
令和3年11月26日	第2回検討委員会	計画素案の検討
令和4年3月1日 ～3月21日	パブリックコメントの実施	
令和4年3月	計画策定	

# 石川県犯罪被害者等支援推進計画

策定：令和4年3月

石川県生活環境部生活安全課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL 076-225-1387 FAX 076-225-1389



# 石川県犯罪被害者等支援推進計画

【令和4年度～令和8年度】